

車椅子等貸し出し事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要項は、七里地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が車椅子等貸し出し事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業は、七里地区内に居住し又は地区内に勤務地を有する者に対し、車椅子等を貸し出し、障害者及び高齢者等の社会参加の促進並びに地域での福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施の方法)

第3条 事業の実施は、本会事務所で行う。

(手続き)

第4条 車椅子等の貸し出しを希望する者は、身分を証するものを提示し、別紙車椅子等利用申請書に必要事項を記載し、本会に提出しなければならない。

(貸し出し期間)

第5条 車椅子等の貸し出し期間は、原則として2週間を限度とする。

(費用)

第6条 車椅子等の貸し出しは、無料とする。

(貸し出しの条件)

第7条 車椅子等の貸し出し条件は、次のとおりとする。

- (1) 車椅子等の引き取り、維持、修繕及び返納に要する費用は、借受人の負担とすること。
- (2) 転貸しないこと。
- (3) 貸し出しの目的以外に使用しないこと。
- (4) 貸し出し期間満了の日までに本会事務所に返納すること。
- (5) 車椅子等の亡失、棄損がないように使用すること。
- (6) 事故等による車椅子等の棄損は、借受人の責任において補償すること。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年5月17日から施行する。